明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六八）　四

○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六九）　五

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三七〇）　五

○航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七一）　三

○航空法関係手数料令の一部を改正する政令（三七二）　三

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七三）　三

○排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令（三七四）　三

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（三七五）　三

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（三七六）　四

〔条　約〕

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書（一三）　二七

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書（一四）　三五

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（一五）　三六

〔省　令〕

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務**二）　九二

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令（**財務**八四）　九二

〔告　示〕

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件（**総務・財務**一）　九三

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件（**外務**三八二）　九三

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書に関する書簡の交換に関する件（**同**三八三）　九三

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書に関する書簡の交換に関する件（**同**三八四）　九四

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の効力発生に関する件（**同**三八五）　九四

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスイスとの間の条約の効力発生に関する件（**同**三八六）　九四

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の効力発生に関する件（**同**三八七）　九四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。